

育児休業取得状況等報告書

【企業担当者記載欄】

1 企業名	株式会社タケザワ
2 貴社の取組状況について	
(1) 男性の育児休業促進に取り組むきっかけ・背景 男性社員にも仕事と家庭の両立、育児参加しやすい環境を整えるために、働きやすい職場環境づくりが必要と考えたため	
(2) 男性の育児休業取得促進にかかるこれまでの取組 育児休業の申し出に対応し、個別に窓口より制度説明、申請方法、給付に関することや社会保険料の取扱い等についての説明を実施。	
(3) 取得促進にあたっての課題とその解決策、工夫した点 会社顧問の社労士と連携し、制度について説明する場を設けて取得しやすい環境整備を心掛けた。	
(4) 取得者がいる職場の業務継続のために取り組んだこと 取得者が業務引継ぎを3ヶ月前から実施。全部署へ発信し休業期間の情報共有を実施	
(5) 定着に向けて、更に取り組んでいることがあれば教えてください 自社WEBサイトへ育児休業促進PR作成を検討中	

【対象従業員記載欄】

(注意事項)

1 育休取得期間	通算 23日間
2 育児休業の取得について	
(1) 育児休業を取得したきっかけ 出産後の心労、体力の状態で長女4(才)の面倒を見ながら新生児の育児を1人で実施することは困難と考え育児休暇を取得しました。	
(2) 育児休業を取得して良かったこと 家事や育児等を負担することで、妻の負担を減らすことができたこと 家族との時間を長くとれたこと	
(3) 育児休業の取得にあたり、円滑に業務を引き継ぐ上で工夫した点 事前に上司や同じチームの方に休暇中の業務調整を実施しました。 また、他グループに対して事前に休暇日程を説明し納期の調整等を実施していただきました。	
(4) 育児休業の取得経験を通して業務に生かせていること 育児や家事の大変さを経験したことで、休暇後もできる限り協力するために極力早く帰るようにしています。業務を効率よく実施するための努力が以前よりもできるようになったと感じています。	
(5) これから育児休業の取得を検討している方へのアドバイス 育児休暇は誰もが利用できる権利です。夫婦で協力して子育していくためにも最大限活用されることをお勧めします。	

支給要綱第3条第1項第12号に基づき、本書への記載事項を県のWebサイトに掲載します。なお、掲載に当たっては、その内容を事前に確認します。